【地域密着型通所介護・療養通所介護】の指定申請の流れについて

（１）受付

（ア）郵便等による送付の方法により受付は随時行っています。

（イ）事前協議は補正期間を考慮してください。

（２）事前協議から指定までの流れ

① 事前協議書類の提出

↓

② 事前協議書類の内容確認

↓ ⇕ 不備にかかる補正。

③ 事前協議書類の受理　※奇数月の 20 日までに補正を完了させる必要があります。

↓ ※地域密着型サービス運営委員会の開催月（偶数月）の前月 20 日まで。

④ 現地確認

↓ ※必要な場合のみ現地確認を行います。

⑤ 地域密着型サービス運営委員会　**※偶数月に開催**

↓ **※地域密着型サービス運営委員会後、建築・改修を行ってください。**

⑥ 施設建築・改修

↓

⑦ 指定申請予約申込み　毎月 10 日まで（休日の場合はその前日まで）

↓ **※指定予定日・指定申請予約日は、【日程確認表】でご確認ください。**

受付は、大阪市行政オンラインシステムでの予約となります。

（大阪市行政オンラインシステムが使用できない場合はＦＡＸで受付を行います。）

⑧ 指定申請日（来庁日時）の通知　毎月 25 日ごろに法人住所宛てに送付します。

⑨ 納入通知書の送付　毎月 25 日ごろに法人住所宛てに送付します。

↓ 指定申請審査事務手数料の納入通知書について，指定申請予約日の前月末までに送付が無い場合は、お手数ですがご連絡ください。

⑩ 老人福祉法による設置届出　←指定申請時に併せて提出いただきます。

↓ ※介護保険法による通所介護を実施する場合には、老人福祉法第 15 条第 2 項に規定する「老人デイサービスセンター等の設置届」等の届出が必要となります。

⑪ 指定申請審査事務手数料の納付

⑫ 指定申請書類の提出・内容確認

↓ ⇕ 指定申請予約申込の翌月１日～８日ごろが初回の申請受付日となります。

不備にかかる補正

申請月の月末までに建築・改修工事が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備・備品等が配置され、**申請書類を漏れなく提出**する必要があります。

⑬ 現地確認　**（事業開始前月の５日～17 日の期間）**

↓

⑭　指定時研修（事業開始前月の 25 日頃）

↓　　指定時研修後に、指定通知書を交付します。

⑮　事業開始（指定時研修の翌月 1 日）